

金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令要綱

金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴い、登録申請書における電子募集取扱業務を行う旨の記載を要しない有価証券、第一種少額電子募集取扱業者及び第二種少額電子募集取扱業者の最低資本金の額等並びに特定金融指標算出者に関する事項を定める等、関係政令の規定の整備を行うこととする。

一 金融商品取引法施行令の一部改正（第1条関係）

1. 短期大量譲渡の基準

大量保有報告制度における短期大量譲渡の基準について、株券等保有割合が減少したことにより変更報告書を提出する者又はその共同保有者が当該変更後の株券等保有割合の計算の基礎となった日前 60 日間（短期大量譲渡報告対象期間）に株券等を譲渡したことにより減少した株券等保有割合の合計が、当該最も高いものの 2 分の 1 以下である場合又は 100 分の 5 以下である場合を除外することとする。

同制度における短期大量譲渡に係る報告の記載事項のうち、譲渡を受けた株券等が僅少である者については、対価に関する事項に限ることとされたところ、当該者の要件として、株券等保有割合が減少したことにより変更報告書を提出する者又はその共同保有者から短期大量譲渡報告対象期間に譲渡を受けた株券等の数の合計を当該提出する者の保有株券等の総数とみなした場合における当該提出する者の株券等保有割合が 100 分の 1 に満たない者とする。こととする。

（金融商品取引法施行令第 14 条の 8 関係）

2. 金融商品取引業者の最低資本金の額

第一種少額電子募集取扱業者及び第二種少額電子募集取扱業者についての最低資本金の額は、第一種少額電子募集取扱業務を行おうとする場合は 1,000 万円、第二種少額電子募集取扱業務を行おうとする場合は 500 万円とすることとする。

（金融商品取引法施行令第 15 条の 7 関係）

3. 発行価額の総額及び有価証券を取得する者が払い込む額が少額である有価証券の募集の取扱い等

第二条第一項第九号に掲げる有価証券の募集の取扱い又は私募の取扱いであって、当該有価証券の発行価額の総額及び当該有価証券を取得する者が払い込む額が少額であるものは、発行価額の総額として算定される額が 1 億円未満であること及び取得する者が払い込む額として算定される額が 50 万円以下であることとする。

（金融商品取引法施行令第 15 条の 10 の 3 関係）

4. 投資者保護基金への加入義務を負わない金融商品取引業者等

投資者保護基金への加入義務を負わない金融商品取引業者等として、第一種少額電

子募集取扱業者及び第一種金融商品取引業のうち第一種少額電子募集取扱業務のみを行おうとする者を追加することとする。

(金融商品取引法施行令第 18 条の 7 の 2 関係)

5. 特定金融指標算出者による書類の届出期限

特定金融指標算出者が特定金融指標算出者としての指定を受けた日から必要書類を内閣総理大臣に届け出る期間は、1 月とすることとする。

(金融商品取引法施行令第 19 条の 10 関係)

6. 業務規程の認可を受ける期限

特定金融指標算出者が特定金融指標算出業務に関する業務規定を定め、特定金融指標算出者としての指定を受けた日から内閣総理大臣の認可を受ける期間は、6 月とすることとする。ただし、外国の者である特定金融指標算出者が、その本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、特定金融指標算出者の指定を受けた日から 6 月以内に同項の認可を受けることができないと認められる場合には、あらかじめ金融庁長官の承認を受けた期間とすることとする。

(金融商品取引法施行令第 19 条の 11 関係)

7. 内部統制報告書に係る監査証明が免除される期間の起算日

内部統制報告書に係る監査証明が免除される期間の起算日は、金融商品取引所に上場されている有価証券等の発行者に初めて該当することとなった日（その日が当該発行者の事業年度開始後 3 月以内の日である場合には、その事業年度開始後 3 月を経過した日）とすることとする。

(金融商品取引法施行令第 35 条の 3 関係)

8. その他所要の規定の整備を行うこととする。

二 その他関係政令の一部改正（第 2 条から第 12 条関係）

石炭鉱業年金基金法施行令、勤労者財産形成促進法施行令、外国為替令、国民年金基金令、財政融資資金法施行令、年金積立金管理運用独立行政法人法施行令、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法施行令、資産の流動化に関する法律施行令、投資信託及び投資法人に関する法律施行令、確定給付企業年金法施行令、証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令、金融商品取引法施行令の一部を改正する政令、金融庁組織令及び金融庁設置法第四条第三号オに規定する指定紛争解決機関を定める政令について、所要の規定の整備を行うこととする。

三 その他

1. 施行期日

この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成 27 年 5 月 29 日）から施行することとする。 (附則第 1 条関係)

2. 経過措置等

経過措置等に関する規定を設けることとする。 (附則第 2 条から第 4 条関係)